

# バリアフリー・省エネ改修で固定資産減税

## 住宅をバリアフリー内装等に改良したり

省エネ改修工事にした場合、翌年の固定資産税が、  
3分の1減額されます。

●固定資産税にも、耐震改修支援税制に加えてバリアフリー支援税制が用意されることになりました。これは、平成19年1月1日時点ですでに建っている住宅が対象です。ただし賃貸住宅は適用できません。

●また、住宅には65歳以上の高齢者等が申告時に住んでいることが適用の条件です。

●平成19年4月から平成25年3月31日までに、下記の表の費用30万円以上のバリアフリー改修工事を行なうと、翌年の固定資産税が3分の1減額されます。減額されるのは住宅の床面積100㎡までの固定資産税額相当額です。

●この税制の適用を受けるには、工事内容を確認することが出来る書面を添付して市町村に申告する必要があります。

適用できる住宅	平成19年1月1日に存している住宅
居住している人 (申告時の現況)	①65歳以上の者(工事完了後の1月1日時点で) ②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けた者 ③障害者 ④政令で定める者
一定のバリアフリー改修 (費用30万円以上、補助金は除く)	①廊下の拡幅 ②手すりの設置 ③階段の勾配の緩和 ④屋内の段差の解消 ⑤浴室改良 ⑥引き戸への取替え工事 ⑦便所改良 ⑧床表面の滑り止め化
3分の1減額できる範囲	住宅1戸あたり床面積100㎡相当分の固定資産税まで(賃貸住宅を除く)
適用期間	平成19年4月1日～平成25年3月31日まで
適用関係	・新築住宅の減額特例や耐震改修の減額特例などを受けている場合にはこの特例は適用できません。 ・この特例は2回以上、適用できません。

●申告時に必要な居住者に関する書類は次の通り。

- ・建物所有者である納税義務者の住民票の写し
- ・同居人が65歳以上である高齢者の場合にはその人の住民票の写し
- ・本人又は同居人が要介護認定・要支援認定を受けている場合には、介護保険の被保険者証の写し
- ・本人又は同居人が障害者等である場合にはそれを証明する書類

●申告時に必要なバリアフリー改修工事に関する書類は次の通り。

- ・改修工事の明細書
- ・改修工事が行なわれた箇所を撮影した写真
- ・工事費用を支払ったことを確認できる領収証
- ・改修工事が行なわれた旨を証する書類
- ・補助金等の交付決定を受けた場合には、それを確認することができる書類
- ・その他市町村長が必要と認める書類

## 省エネ改修工事にした場合

●平成20年1月1日にすでに建っている住宅について、平成20年4月から平成25年3月末までに一定の省エネ改修工事を行なって完了した場合、省エネ基準の適合したことの証明書を添付して申告することで、翌年の120㎡までの固定資産税を3分の1減額する制度が創設されました。

●対象となる工事とは、以下のとおりです。

- ① 居室の全ての窓の改修工事

- ② ①の工事と併せて行う床の断熱工事
- ③ 天井の断熱工事
- ④ 壁の断熱工事

ただし改修部位の省エネ性能がいずれも平成11年基準以上となること、改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であることが前提です。

住宅をバリアフリーや省エネ改修工事すると、固定資産税が安くなる特例が受けられるそうです。